

京都市市街地景観整備活動団体支援規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 137 号

京都市市街地景観整備活動団体支援規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備活動団体支援規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第51条第1項」を「第57条第1項」に改める。

第5条第2号ウ中「第43条第1項」を「第48条第1項」に改める。

第9条中「第51条第1項第2号」を「第57条第1項第2号」に改める。

第16条中「第51条第1項第3号」を「第57条第1項第3号」に改める。

第17条第1項中「第51条第1項」を「第57条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)